

別表第1(第2条関係)

日本標準産業分類 (令和5年7月27日総務省告示第256号)に掲げる分類による大分類	日本標準産業分類(令和5年7月27日総務省告示第256号)に掲げる分類による小分類の分類番号	市内における地域 (但し、現に市内において法令遵守に基づき事業所等を有する事業者については、同事業を営む事業所所在地でも可)
E 製造業	すべて	都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条に規定する準工業地域又工業地域
H 運輸業	441 一般貨物自動車運送業 442 特定貨物自動車運送業 471 倉庫業 472 冷蔵倉庫業	
L 自然科学研究所	711 自然科学研究所	
G 情報通信業	391 ソフトウェア業 392 情報処理・提供サービス業 411 映像情報制作・配給業 412 音声情報制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業	都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域
N 興行場	802 興行場、興行団	都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条に規定する近隣商業地域、商業地域又は準工業地域

別表第2(第4条関係)

奨励金等の種類	奨励金等の額	交付対象期間
企業活動促進奨励金	単年度において特定事業者が納付した次に掲げる固定資産税及び都市計画税の税額の合計額の2分の1に相当する額(千円未満切り捨て、年額1,000万円を限度) (1) 企業立地に係る土地(認定計画申請日の10年前の日以降に取得したものに限るものとし、増設による企業立地にあつては 増設のため新たに取得した土地に限る。)に係る固定資産税額及び都市計画税額 (2) 企業立地に係る家屋(認定計画申請日以降に取得したものに限る。)に係る固定資産税額又は都市計画税額(増設による企業立地にあつては、従前の家屋の延べ床面積から増加した部分の床面積の割合に応じた額) (3) 企業立地又は設備投資のために取得した償却資産(認定計画申請日以降に新たに取得したものに限る。)で、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1項第1号、第2号、第3号、第6号(車両除く)、第7号に規定する資産に係る固定資産税額	土地、家屋、償却資産の区分に応じ、対象事業を開始した日以降最初に左欄に掲げる固定資産税及び都市計画税が課せられる年度からそれぞれ3年度
事業所等賃料補助金	認定事業者が企業立地に必要な経費のうち、土地及び事業所等の賃貸借契約に基づく賃借料(消費税、地方消費税、共益費及び光熱水費を除く。)の月額2分の1に相当する額(千円未満切り捨て、月額10万円を限度)	対象事業を開始した日の属する月の翌月から36ヶ月(但し、1日より事業を開始する場合は、当月)
雇用促進奨励金	(1)宝塚市民新規雇用常勤従業員(事業開始の日から6ヶ月以上継続して対象事業に従事した者に限る)の数に20万円を乗じて得た額(但し、週20時間以上勤務する非常勤市民新規雇用従業員は一人あたり10万円) (1社あたり1回限りとし、1000万円を限度額とする。)	-